

プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する
サブワーキンググループの開催について

〔 令和 3 年 10 月 25 日 〕
データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定

- 1 「データ戦略推進ワーキンググループの開催について」（令和3年9月6日デジタル社会推進会議議長決定）第4項の規定に基づき、プラットフォームにおいてデータ取扱いルールを実装する際に参考となる「データ取扱いルールの整備に向けたガイダンス」を検討するため、データ戦略推進ワーキンググループの下にプラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するサブワーキンググループ（以下「サブワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 サブワーキンググループは、渡部俊也（東京大学未来ビジョン研究センター教授）を主査とし、構成員は主査が指名する者をもって構成する。ただし、主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 3 サブワーキンググループは、「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する検討会」（内閣府知的財産戦略推進事務局及びデジタル庁）での検討内容を踏まえるものとする。
- 4 サブワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局及びデジタル庁（デジタル社会共通機能グループ）において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、サブワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。